

2019年度
関西学院大学ロースクール
B日程

一般入試（法学既修者）

刑 法 問 題

《 1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 5 0 》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑 法 問 題】

次の〔設問〕に答えなさい。

〔設問〕

以下の事例に基づき、Xの罪責について論じなさい（特別法違反は除く。）。

Xは、「A株式会社B」と名乗る者Yから、A株式会社のCを名乗り、A株式会社の会社員として被害者V方に行くよう指示され、「A株式会社経理部C」などと記載されたネームプレートをかけて、スーツを着てV方に赴いた。その際、Xは、Yの指示に従い、V方に赴く前に、自ら購入した領収証用紙に、宛名として「B」、金額欄に「¥1,500,000」、ただし書き欄に、「社債券お預かり代金として」、作成名義人として「A株式会社C」と記載し、それを、自ら購入した「C」と刻印した印鑑とともにV方に持参した。Xは、V方に赴いた際、Vから「書類を取りに来たのかな。金を取りに来たのかな。」と問われ、「書類と両方です。」と答え、上記領収証に日付を記載し、上記印鑑を押印した。そして、書類と現金を受け取ったところをV方玄関奥に隠れていた捜査官に現行犯逮捕された。

この事案は、あらかじめYがVに対して振り込め詐欺を敢行したが、Vが不審に思って警察に相談したところ、警察側が振り込め詐欺を見破ったが、そのままVに対して犯人側の指示どおりに動くよう求め、金銭の受領行為時に現行犯逮捕するという、いわゆる「だまされたふり作戦」により検挙された事案であった。

逮捕後、Xは、「指示どおりに動いただけだ。」などと主張している。

B日程 刑法：出題趣旨・解説・講評

〔設問〕

【出題趣旨】

本問は、いわゆるだまされたふり作戦により現行犯逮捕された現金手交型特殊詐欺の受け子の罪責について、詐欺罪の未必的故意を認めた東京高判平 27・1・30 を素材に、詐欺罪の理解を求める趣旨で出題した。

【解説】

現金手交型特殊詐欺の受け子については、近時、いわゆる「だまされたふり作戦」により現行犯逮捕する事案が数多く見られるが、逮捕後、「指示どおりに動いただけで詐欺とは分からなかった。」などとして詐欺の故意を否認する被疑者も多い。

この点について、詐欺罪の故意が認められるためには、行為者が相手方を欺いて（欺罔して）錯誤に陥らせ、その財産的処分行為によって財物を交付させ、自己または第三者が占有を取得すること、及び、それらの間の因果関係について認識していること（すなわち故意）が必要である。

現金手交型特殊詐欺の被疑者が故意を否認している場合には、犯行時の被疑者の言動等の客観的事実から、詐欺の故意があったことを立証せざるを得ないところであるが、本件東京高判平 27・1・30 は、被告人が氏名、身分を偽り会社員風を装って被害者方を訪れたことや、被告人が被害者に金銭を受領しに来たなどと言っこと等の客観的な事実関係からだけでも詐欺の犯意を推認することができる旨判示したものである。

本判決によると、Xの行為には詐欺未遂罪（Yらとの共同正犯）が成立する。以下参考までに、東京高判平 27・1・30 の判決要旨を掲げておく。

判 決 要 旨

被告人は、氏名、身分を偽り、会社員風の格好をして、被害者から物を受け取るよう指示されているのであるから、被告人の行為が詐欺行為に関わっているかもしれないことは被告人としても容易に認識できる。そして、被告人が、指示どおりに、領収証を作成し、被害者方に持参し、被害者方において、被害者から「書類を取りに来たのかな。金を取りに来たのかな。」と問われた際、「書類と両方です。」などと答えていることからすると、被告人は、現金を受領することも認識していたものといえる。このように自己の行為が詐欺行為に関わっているかもしれないこと、受領する物が現金であると認識していたのであれば、被告人としては、自分の行為が詐欺取金受領行為であるかもしれないと容易に推察できるはずである。そうすると、客観的事実だけからも詐欺の未必的な故意があったものと推認できる。

【講評】

本問を詐欺罪における故意の問題であることを認識して解答している回答はきわめて少なかった。

また、今回は答案中に誤字が多かったことが目に付いたので、そのいくつかを下記に示しておくので答案を作成するにあたっては注意されたい。

→の左が誤り、右が正しい用例である。

途地→余地、首媒→首謀、棄遂→既遂、構成用件→構成要件